

一、最新中国法令

● 关于进一步做好防范和处置非法集资工作的意见

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2015〕59号
 【发布日期】2016-02-04
 【内容提要】该意见提出：各地区、各有关部门要“密切关注投资理财、非融资性担保、P2P网络借贷等新的高发重点领域，以及投资公司、农民专业合作社、民办教育机构、养老机构等新的风险点，加强风险监控”。

【备注】该意见的成文日期为2015年10月19日。可能由于该文件的要求：

- 北京市发文暂停投资类企业登记，上海可能限制金融投资类企业登记。具体可参见第472期《里兆法律资讯》。
- 浙江省工商局日前发文，要求开展投资理财类广告专项整治。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/04/content_5039381.htm

● 高新技术企业认定管理办法

【发布单位】科学技术部、财政部、国家税务总局
 【发布文号】国科发火〔2016〕32号
 【发布日期】2016-01-29
 【实施日期】2016-01-01
 【内容提要】此次修订内容主要包括：

适当放宽认定条件
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对高新技术企业取消具有大专以上学历科技人员占企业当年职工总数30%以上的要求，改为从事研发和相关技术创新活动的科技人员占比不低于10%。 ▪ 在保持大中型企业3%和4%研发费占比要求不变的情况下，将小企业的研发费比例要求由6%降至5%。

一、最新中国法令

● 違法な資金調達の防止・処分作業を一層貫徹させることに関する意見

【発布機関】国務院
 【発布番号】国発〔2015〕59号
 【発布日】2016-02-04
 【概要】本意見では、各地区、各関係部門に対し、「投資・財テク、非融資性担保、P2Pインターネット金融などの利用頻度が高まっている新たな重点分野、及び投資会社、農民專業合作社、民營的教育機関、老人ホームなどの新たなリスクポイントに細心の注意を払い、リスクのコントロール・モニタリングを強化する」よう求めている。

【備考】本意見は、2015年10月19日に成文化された。以下は恐らく本文書の要求によるものであると思われる。

- 北京市は文書で投資類企業の登記を一時的に停止する旨を発表し、上海は金融・投資類企業の登記を制限する可能性がある。詳細は、第472期「里兆法律情報」をご参照いただきたい。
- 浙江省工商局は先頃、文書で投資・財テク類の広告に対する取締りを行うよう求めている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/04/content_5039381.htm

● ハイテク企業認定管理弁法

【発布機関】科学技術部、財政部、国家稅務總局
 【発布番号】国科発火〔2016〕32号
 【発布日】2016-01-29
 【实施日】2016-01-01
 【概要】今回改正の主な内容は以下の通りである。

認定条件を適切に緩和する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ ハイテク企業における従業員総数のうち、大学専科以上の学歴を有する科学技術職者の割合が30%以上でなければならないとの要求を廃止し、研究開発及び係る技術イノベーション活動に従事する科学技術職者の従業員総数に占める割合は10%を下回ってはならないとの要求に変更する。 ▪ 大企業、中規模企業の研究開発費用の比率に関する要求はこれまで通り3%及び4%に据え置き、小規模企業の研究開発費用の比率に関する要求を6%から5%に引き下げる。

<ul style="list-style-type: none"> 取消近3年内获得知识产权或取得5年以上独占许可的条件，鼓励企业自主研发或转让技术。
简化认定流程，缩短公示时间 <ul style="list-style-type: none"> 高新技术企业在资格有效期内跨管理区域整体迁移的，其资格继续有效。 采取随机抽查与重点检查双结合等方式，优化对高新技术企业的管理。
扩充重点支持的高新技术领域 <ul style="list-style-type: none"> 将制造业中的增材制造与应用等新技术和服务业中的检验检测认证等技术，以及文化创意、电子商务与现代物流等领域的相关技术纳入支持范围。 剔除一批落后技术。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.most.gov.cn/tztq/201602/t20160204_123994.htm

<ul style="list-style-type: none"> 直近3年間で知的財産権を取得し又は5年以上の独占許諾を取得するとの条件を廃止し、企業による自主研究開発又は技術譲渡を奨励する。
認定手続きを簡素化し、公示期間を短縮する <ul style="list-style-type: none"> ハイテク企業が資格有効期間内に他の管理区域に全体移転した場合でも、資格は引き続き有効とする。 無作為の抽出検査と重点検査を組み合わせるなどの検査方式により、ハイテク企業に対する管理を改善する。
重点的に支援をするハイテク分野を拡充する <ul style="list-style-type: none"> 製造業における付加製造と応用などの新技術とサービス業における検査検測認証などの技術、及び文化クリエイティブ、電子商取引、現代物流などの分野における関係技術を支援範囲に組み入れる。 立ち遅れた技術を淘汰させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.most.gov.cn/tztq/201602/t20160204_123994.htm

● 合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定

【发布单位】国家外汇管理局
【发布文号】国家外汇管理局公告 2016 年第 1 号
【发布日期】2016-02-03
【实施日期】2016-02-03
【内容提要】该规定内容主要包括：

1	放宽单家 QFII 机构投资额度上限。不再对单家机构设置统一的投资额度上限，而是根据机构资产规模或管理的资产规模的一定比例作为其获取投资额度（基础额度）的依据。
2	简化额度审批管理。对 QFII 机构基础额度内的额度申请采取备案管理；超过基础额度的，才需外汇局审批。
3	进一步便利资金汇出入。对 QFII 投资本金不再设置汇入期限要求；允许 QFII 开放式基金按日申购、赎回。
4	将锁定期从一年缩短为三个月，保留资金分批、分期汇出要求，QFII 每月汇出资金总规模不得超过境内资产的 20%。

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

● 適格外国機関投資家国内証券投資外貨管理规定

【発布機関】国家外貨管理局
【発布番号】国家外貨管理局公告 2016 年第 1 号
【発布日】2016-02-03
【実施日】2016-02-03
【概要】本規定の主な内容は以下の通りである。

1	各 QFII 機関の投資枠上限を緩和する。以後各機関に統一した投資枠上限を設けず、機関の資産規模又は管理する資産規模に基づく一定割合にて投資枠（基本枠）の割り当てを受けることができる。
2	投資枠の審査許可管理を簡素化する。QFII 機関の基本枠内の投資枠申請については、届出管理を行う。基本枠を超えた場合のみ、外貨局の審査許可が必要となる。
3	資金の入金・送金に一層の便宜を図る。QFII の投資元本に対して、入金期限を設けない。QFII によるオープンエンド型ファンドの日割りでの購入及び換金の申し込みをすることを認める。
4	ロックアップ期間を1年から3ヶ月に短縮する。資金の分割送金に関する要求はこれまで通りとし、QFII の毎月の資金送金額は国内資産の 20% を超えてはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

● 关于进一步规范私募基金管理人登记若干事项的公告

【发布单位】中国证券投资基金业协会
【发布文号】中基协发〔2016〕4 号
【发布日期】2016-02-05
【内容提要】该公告内容包括：

● プライベート・エクイティ・ファンドマネージャー登記の若干事項の更なる規範化に関する公告

【発布機関】中国証券投資基金業協会
【発布番号】中基協発〔2016〕4 号
【発布日】2016-02-05
【概要】本公告には以下の内容が含まれる。

私募基金管理人登记需提交法律意见书
<ul style="list-style-type: none"> 自该公告发布之日起,新申请私募基金管理人登记、已登记的私募基金管理人发生部分重大事项变更,需通过私募基金登记备案系统提交中国律师事务所出具的法律意见书。 法律意见书对申请机构的登记申请材料、工商登记情况、专业化经营情况、股权结构、实际控制人、关联方及分支机构情况、运营基本设施和条件、风险管理制度和内部控制制度、外包情况、合法合规情况、高管人员资质情况等逐项发表结论性意见。 该公告发布了《私募基金管理人登记法律意见书指引》。
其他
<ul style="list-style-type: none"> 取消私募基金管理人登记证明,社会公众和投资者可通过两个网上官方渠道查询相关信息; 加强信息报送,私募基金管理人应当依法及时备案私募基金、及时履行信息报送义务等; 关于私募基金管理人高管人员基金从业资格相关要求;等。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.amac.org.cn/xhdt/zxdt/390291.shtml>

● [浙江省外商投资项目核准和备案管理办法\(浙江\)](#)

【发布单位】浙江省发展和改革委员会
【发布文号】浙发改外资〔2016〕38号
【发布日期】2016-01-28
【实施日期】2016-01-31
【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.zj.gov.cn/art/2016/2/4/art_13785_260201.html

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

プライベート・エクイティ・ファンドマネージャーの登記には法律意見書を提出する必要がある
<ul style="list-style-type: none"> 本公告の公布日から、プライベート・エクイティ・ファンドマネージャー登記の新規申請を行う場合、登記済みのプライベートエクイティ・ファンドマネージャーの一部重大事項に変更が生じた場合、プライベート・エクイティ・ファンド登記届出システムを通じて、中国の法律事務所から発行された法律意見書を提出する必要がある。 法律意見書では、申請機関の登記申請資料、工商登記状況、単一的経営状況、株式所有構造、実際の支配者、関連当事者及び分支機構の状況、運営のための基本的施設・条件、リスクマネジメント制度と内部統制制度、外部委託状況、適法状況、高級管理職の資格状況などについて、それぞれ結論的意見が述べられる。 本公告では、「プライベート・エクイティ・ファンドマネージャー登記法律意見書ガイドライン」を公開している。
その他
<ul style="list-style-type: none"> プライベート・エクイティ・ファンドマネージャー登記証明を廃止し、一般大衆及び投資者は2つの公式サイトを通じて、情報を入手することができる。 プライベート・エクイティ・ファンドマネージャーは法に依拠し遅滞なく、プライベート・エクイティ・ファンドの届出を行わなければならない、情報届出義務を遅滞なく履行しなければならないなど、情報届出を強化している。 プライベート・エクイティ・ファンドマネージャー、高級管理職のファンド従業資格に関する要求など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.amac.org.cn/xhdt/zxdt/390291.shtml>

● [浙江省外商投資プロジェクトの認可・届出管理弁法\(浙江\)](#)

【発布機関】浙江省發展改革委員會
【発布番号】浙发改外资〔2016〕38号
【発布日】2016-01-28
【実施日】2016-01-31
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zj.gov.cn/art/2016/2/4/art_13785_260201.html

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 《无证无照经营查处办法》公开征求意见

日前，国务院法制办公室发布《无证无照经营查处办法（征求意见稿）》，公开征求意见（截止日期为2016年03月10日）。该《征求意见稿》明确：

- 经营者依法只须取得营业执照即可从事经营活动，或者已取得许可证或者批准文件，但未取得营业执照，擅自从事经营活动的，为无证经营。
- 经营者未取得许可证或者批准文件，或者许可证、批准文件被吊销、撤销，或者有效期届满，擅自从事有关经营活动的，为无证经营。

（里兆律师事务所 2016年02月14日编写）

● 《反垄断案件经营者承诺指南》、《横向垄断协议案件宽大制度适用指南》公开征求意见

日前，国家发展和改革委员会发布《反垄断案件经营者承诺指南（征求意见稿）》和《横向垄断协议案件宽大制度适用指南（征求意见稿）》，公开征求意见（截止日期为2016年02月22日）。

《反垄断案件经营者承诺指南（征求意见稿）》规定：

- 执法机构对涉嫌垄断行为调查核实后，认为构成垄断行为的，应当依法作出处理决定，不再接受经营者提出的承诺。
- 对于固定或者变更商品价格、限制商品生产或者销售数量、分割销售市场或者原材料采购市场的横向垄断协议案件，执法机构不应接受经营者提出的承诺，实施中止调查。对于其他反垄断案件，经营者主动提出承诺，执法机构可以决定适用中止调查及终止调查程序。
- 执法机构的中止调查及终止调查决定，不是对经营者的行为是否构成垄断行为作出认定。执法机构仍然可以依法对其他类似行为实施调查并作出行政处罚。

（里兆律师事务所 2016年02月14日编写）

● 「無許可經營取締弁法」がパブリックコメントを募集している

先頃、国务院法制事務室は、「無許可經營取締弁法（意見募集案）」を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は2016年3月10日である）。本「意見募集案」では、以下の通り明確にしている。

- 経営者が法に依拠し、営業許可証を取得するだけで経営活動を行うことができ、又は許可証若しくは批准文書を取得済みであるが、営業許可証を取得していない状態で無断で経営活動を行ったとき、無許可経営を行ったものとする。
- 経営者が許可証若しくは批准文書を取得していない、又は許可証、批准証書を取り上げられた、取り消された、又は有効期間切れの状態で無断で経営活動を行った場合、無許可経営を行ったものとする。

（里兆法律事務所が2016年2月14日付で作成）

● 「独占禁止法違反事件事業者自主申告公約ガイドライン」、「水平的独占協定事件リエンシー制度適用ガイドライン」がパブリックコメントを募集している

先頃、国家発展改革委員会は「独占禁止法違反事件事業者自主申告公約ガイドライン（意見募集案）」及び「水平的独占協定事件リエンシー制度適用ガイドライン（意見募集案）」を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は2016年2月22日である）。

「独占禁止法違反事件事業者自主申告公約ガイドライン（意見募集案）」では以下のとおり定めている。

- 法執行機関は、独占被疑行為に対する調査を行い事実確認をした後、独占行為であると判断した場合、法に依拠し処理決定を下し、事業者の自主申告の公約履行を受け入れないものとする。
- 商品価格の固定若しくは変更、商品の生産若しくは販売数量の制限、販売市場若しくは原材料調達市場の分割に関する水平的独占協定事件に対して、法執行機関は事業者の自主申告の公約履行を受け入れてはならず、調査を中止してはならない。他の独占禁止法違反事件については、事業者が自主申告の公約を自発的に履行した場合、法執行機関は調査中止及び調査終了手続きを適用する旨を決定することができる。
- 法執行機関による調査中止・終了の決定は、事業者の行為は独占行為であるかどうかに関する認定を中止・終了するものではない。法執行機関はなおも法に依拠しその他の類似する行為に対して調査を実施し、行政処罰に処することができる。

（里兆法律事務所が2016年2月14日付で作成）

● [《网络购买商品七日无理由退货指引》公开征求意见](#)

日前，国家工商行政管理总局就《网络购买商品七日无理由退货指引（征求意见稿）》公开征求意见（截止日期为 2016 年 03 月 05 日）。该《征求意见稿》重点说明内容包括：

根据商品性质不宜退货的商品范围
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 消费者定作的商品； ▪ 鲜活易腐的商品； ▪ 在线下载或者消费者拆封的音像制品以及计算机软件等数字化商品； ▪ 交付的报纸或者期刊等。
商品完好的内涵和标准
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 普通“商品完好”为商品本身、配件及附带的防伪标识、商标吊牌、商品合格证、使用说明等齐全。 ▪ 储值卡（券）类商品完好是指卡（券）内金额未减少。 ▪ 消费者基于查验需要而打开商品包装，或者为确认商品的品质、功能而进行合理、适当的试用不影响商品完好。 ▪ 根据不同行业经营特点和不同类别商品特性，明确了“商品不完好”的判定标准。
强化电子商务经营者的责任
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 经营者应当对于不适用无理由退货的商品有明确标注，在商品销售必经流程中进行“一对一”确认环节。

（里兆律师事务所 2016 年 02 月 14 日编写）

三、里兆解读

● [“不良”应收账款的预防及应对（连载之二/共二篇）](#)

在第 473 期《里兆法律资讯》中，我们对“不良”应收账款的预防及应对之“交易前：充分确认交易方的资信情况”进行了分析，接下来我们继续对“交易中：保留清晰、明确的履约记录”和“交易后：策略化应对”进行分析。

二、交易中：保留清晰、明确的履约记录

◆ 案例 b

B 公司与一家客户长期合作，该客户一向履约状况良好，双方虽然在《交易基本合同》中约定该

● [「ネット通販で購入した商品の 7 日間無条件返品保証ガイドライン」がパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家工商行政管理総局は、「ネット通販で購入した商品の7日間無条件返品保証ガイドライン（意見募集案）」について、パブリックコメントを募集している（締切日は 2016 年 3 月 5 日である）。本「意見募集案」では以下の点について重点的に説明している。

商品の性質上、返品に適さない商品の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 消費者がオーダーメイドした商品 ▪ 生鮮商品で腐敗しやすい商品 ▪ ダウンロードによる又は消費者が開封した音響映像製品及びコンピューターソフトウェアなどのデジタル商品 ▪ 届けられた新聞又は定期刊行物など
商品が完全な状態にあることの意味及び判定基準
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一般的に「商品が完全な状態にある」とは、商品自体、付属品及び付属する偽造防止マーク、下げ札、商品合格证、使用説明書などが揃っている状態を指す。 ▪ 「プリペイドカード（券）類商品が完全な状態にある」とは、カード（券）内の金額が満額の状態を指す。 ▪ 消費者が中身を検査するために商品の包装を開け、又は商品の品質、機能を確認する目的で合理的かつ適切に試用した場合は、上述の商品の完全性に影響しないものとする。 ▪ 業種ごとの経営上の特性及び各種商品の特性に基づき、「商品の不完全性」を見極めるための判定基準を明確にした。
電子商取引経営者の責任を強化した
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業者は無条件返品対象外の商品である旨を明確に記載しなければならない、商品販売上、必ず経なければならないプロセスにおいて、「一対一」の確認プロセスを実施しなければならない。

（里兆法律事務所が 2016 年 2 月 14 日付で作成）

三、里兆解説

● [「不良」売掛金の未然防止と対応策（連載の二/全二回）](#)

第 473 期「里兆法律情報」では、「不良」売掛金の未然防止と対応策の「取引前にできること：取引先の資産信用状況を十分に確認する」について、分析している。本文では引き続き、「取引過程でできること：鮮明且つ明確な契約履行記録を残しておく」及び「取引後にできること：戦略的対応」について分析する。

二、取引過程でできること：鮮明且つ明確な契約履行記録を残しておく

◆ 事例 b

B 社はある顧客と長期に亘り取引をしており、当該顧客の契約履行状況は良好であった。双方は「取引基本

客户需要向 B 公司订货时,应当制发特定格式的《订单》,但在实际交易中,客户经常只通过电话、微信等形式订货,基于双方的良好合作关系, B 公司都会相应发货,并依照《交易基本合同》的约定,先向客户开具增值税发票。此后, B 公司在日常客户名册管理中,无意中发发现该客户已被主管工商部门列入“经营异常名录”, B 公司向该客户要求,将交易形式改为“款到发货”。

◆ 律师分析

1. 无订单的影响

无订单的影响,可能有以下几种:

- 1) 外观上,缺乏买卖双方对交易细节的共同确认;
- 2) 无法适用“基本合同”中无约定而一般在“个别合同”中约定的商业条件;
- 3) 不适用“基本合同”时(该类情况较少),无法适用大部分商业条件。

综上,实务中严格来说,无论是出于谨慎考虑,还是出于交易管理的需要,都应当保证每一笔交易都依照个别合同/订单进行,明确约定货物品类、数量、单价、交付时间等内容。实务中,对于合作关系特别良好的客户,即使偶尔有来不及制发订单就要紧急发货的情形,也建议要求其事后补发订单。

交易过程中,如发现对方发生影响其资信情况、履约能力或其他严重不安事项,建议立即与对方交涉,了解相关情况,必要时,建议依照法律规定或合同约定变更交易形式、要求对方提供担保,中止履行甚至最终解除合同。

2. “不良”应收账款

以货物买卖交易为例,“不良”应收账款在外观上的构成要件是:“卖方已交付货物”+“买方应付而未付货款”,举证责任上:

- 1) 证明卖方已交付货物:通常需提交由买方人员签字确认的物流单据等;
- 2) 证明买方未付款:通常不需正面举证,只需提供少量辅助说明即可(如,应收账款的汇总表、相关发票等)。

上述两方面的举证责任,割裂开来看,都比较

契約」の中で、当該顧客が B 社に発注する際には所定の書式で「発注書」を作成し送付しなければならない旨を約定していたが、実際の取引では顧客は電話、WeChat などで発注することが多かった。双方は良好な取引関係を築いていたため、B 社は毎回、製品を発送するのと同時に「取引基本契約」の約定に従い、増値税発票を前もって発行していた。後に、B 社は日頃の顧客名簿管理の過程で、当該顧客が主管工商部門から「経営異常名簿」に載せられていたことを発見したため、B 社は当該顧客に対し、取引形態を「代金支払い後に製品を発送する」方法に変更するよう求めた。

◆ 筆者の分析

1. 発注書がないことの影響

発注書がないことの影響として考えられるのは、以下の通りである。

- 1) 外観上、売り手と買い手の双方で取引の詳細について、共同で確認することができない。
- 2) 「基本契約」で約定されておらず、一般的に「個別契約」で約定される商業条件を適用することができない。
- 3) 「基本契約」を適用しない場合(このような状況は少ないが)、ほとんどの商業条件を適用することができない。

以上をまとめると、実務において厳密に言うならば、万が一の場合に備える意味でも、又は取引管理上の必要性からも、各取引が個別契約・発注書に従い行われるよう、貨物の品目、数量、単価、納品時期などの内容を契約書で明確に約定する必要がある。実務においては、非常に良好な提携関係にある取引先から急ぎの発注のため、発注書の作成が間に合わなかった場合であっても、後日、発注書を追って提出するよう先方に求めることが望ましい。

取引過程で、相手方に資産信用状況、契約履行能力に影響をもたらす状況又はその他重大な不安事項が生じたことを発見した場合、直ちに相手方と交渉し、関係状況を把握するのがよく、必要な場合には、法律規定又は契約約定に従い、取引形態を変更し、担保の提供を相手方に求め、契約の履行を中止し、ひいては最終的に契約を解除するのがよいであろう。

2. 「不良」売掛金

製品の売買取引を例にとると、「不良」売掛金の外観上の構成要件は、「売り手が製品を納品済みであること」+「買い手が代金を未払いであること」であり、立証責任は、以下の通りである。

- 1) 売り手が製品を納品済みであることの証明:通常、買い手側の者がサインし確認済みの物流ラベルなどを提出する必要がある。
- 2) 買い手が代金を支払っていないことの証明:通常、直接に証明する必要はなく、この状況を補足的に説明する材料をいくつか提供するだけでよい(例えば、売掛金の集計表、発票など)。

上述の 2 つの方面に関する立証責任事項をそれぞれ

清楚、直接、举证难度不大，但实务中，在某些特定情况下，“已交付”与“未付款”之间的对应关系不明确，即“无法证明已交付的货物未付款”、或“无法证明未付款的货物已交付”，该类特定情况可能有：

- 1) 如前所述，买卖双方无订单，对于该笔具体交易的细节缺乏共同确认；
- 2) 卖方给予了买方很长的账期，双方实施“滚动交易”，“货款”与“货物”之间本就没有严格的对应关系。

在此情况下，证明“已交付”与“未付款”之间的对应关系难度很大，通常只能通过其他现有凭证上的信息，通过统计、比对来尝试说明，如，卖方已向买方开具了发票时，通过比对发票与物流单据上分别记载的货物明细，可能可以找到对应关系（滚动交易中，统计、比对的难度可能会更大）。

3. “微妙”的发票

“卖方交付”——“卖方开票”——“买方付款”的交易模式，目前比较普遍。这种“先票后款”的模式，从外观上看，似乎对卖方不利（未收到货款、即增加了销项税额），但实质上的情况，反而可能成为对卖方有利的证明材料之一：

- 1) 有发票+其他凭证时：此时，如上所述，通过比对发票与其他凭证上的信息，发票可以构成卖方“证据链”的“关键一环”；
- 2) 有发票+“税款抵扣资料”时：实务中，有卖方持买方主管税务机关开具的“增值税已抵扣”凭证，而无其他原始交易凭证，向法院主张本方已履行交付义务，要求对方支付货款的案例¹，此时，严格依照相关法律规定，卖方的主张是不会得到法院认可的，但在司法实践中，目前各地法院对此问题的观点、掌握尺度不一，整体上，如果卖方可以提交“税款抵扣资料”，一定程度上，可能影响法院的最终裁判。

当然，“先票后款”还是“先款后票”，在商业活动中一般还是作为一项商业条件而存在的，其出

单独で見ると、それぞれ証拠は明白且つ直接的であり、立証難度は高くないが、実務においては、ある特定の状況においては、「納品済み」と「代金未払い」との間の対応関係が明確でなく（即ち、「納品済みの貨物の代金未払いについて証明することができない」、又は「代金未払の貨物を引渡し済みであることを証明できない」場合がある）、その特定の状況として考えられ得るのは以下の通りである。

- 1) 前述の通り、売り手と買い手の双方に発注書がないため、売り手、買い手の双方で、取引の細目について、共同確認することが難しいケース。
- 2) 売り手が買い手の決済周期を長めに設定し、その間、双方は「重複取引」を実施しており、「代金」と「貨物」との間に厳密な対応関係がないケース。

この場合、「納品済みである」と「代金未払い」との間の対応関係を証明することは難しく、通常、他の既存する証憑上の情報を統計して、照合し説明するしかなく、例えば、売り手が買い手に対して発票を発行済みである場合には、発票と物流ラベルに記載されている貨物の明細を照合することで、対応関係を見出すことができる可能性がある（重複取引では、統計、照合の難度がさらに高くなることが考えられる）。

3. 微妙な影響を及ぼす発票の存在

売り手が納品と同時に発票を発行し、その後買い手が支払いをするという取引方式は現在、一般的に行われている。このような、発票の発行後に支払いを行う方式は、代金の支払いがなされていない状況で仮受税額が増えてしまうため、一見すると売り手にとって不利であるように見えるが、実際には、売り手にとって、かえって有利な证明材料の一つとなる場合がある。

- 1) 発票+その他証憑がある場合：この場合、上述の通り、発票と他の証憑上の情報を照合することで、発票は、売り手の「証拠チェーン」における「重要な部分」となる。
- 2) 発票+「税金相殺済み資料」がある場合：実務においては、売り手が買い手の主管税务机关が発行した「仮払増値税との相殺済み」証憑を入手し、他に取引の原始証憑はなくても、裁判所に対して売り手が納品義務を履行済みであることを主張し、代金の支払いを相手方に求めた事例¹があり、厳密に係る法律規定に従えば、売り手の主張が裁判所に認められることはないのだが、司法実践においては、各地の裁判所の本件に対する見方、捉え方は今日一致しておらず、全体的に見た場合、売り手が相手方の「仮払税との相殺済み資料」を提出できるならば、多かれ少なかれ、裁判所の最終的判断を左右する材料になる可能性がある。

もつとも、発票の発行タイミングを代金支払後にするのか、それとも支払前にするのかについては、一般的には商

¹ 依照《最高人民法院关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释》第8条的规定，“出卖人仅以增值税专用发票及税款抵扣资料证明其已履行交付标的物义务，买受人不认可的，出卖人应当提供其他证据证明交付标的物的事实。”

¹ 「売買契約紛争案件の審理に適用する法律についての最高人民裁判所による解釈」第8条において、「売り手が増値税専用発票及び仮払税との相殺済み資料だけをもって目的物の納品義務を履行したことを証明するにあたり、買い手がこれを認めなかった場合、売り手は他の証拠を提出して、目的物を納品したことを証明しなければならない。」と規定している。

发点很少是从“预留证据”的角度考虑的。但上述发票在司法实践中的“微妙作用”，还是可以为企业提供有价值的信号。

实务中，除货物明细、单价等信息，还可以考虑在发票的备注栏中，注明订单号、物流单据号等，以明确发票与其他原始交易凭证的关系。类似信息，虽无法直接约束对方，但在构成己方“证据链”时，将加强发票与其他原始交易凭证的“链接力度”。

三、交易后：策略化应对

◆ 案例 c

C 公司与一家客户就产品质量问题产生争议，客户在资金流状况良好的情况下拒绝向 C 公司付款，C 公司经多次与其沟通失败后，委托律师与之进行交涉。律师一方面协助 C 公司开始收集、准备相关证明材料，一方面启动了与 C 公司客户的交涉。交涉失败后，律师立即向主管法院提起了诉讼，并第一时间对 C 公司客户的账户、固定资产等实施了财产保全。

◆ 律师分析

1. 商务谈判

商务谈判通常可以起到试探对方对解决方案的想法，收集、固定相关证据等作用。特别是在相关事实情况不明、本方证据资料不全的情况下，收集、固定证据更显重要，在对方还没有充分警觉前，很有可能收集或固定到对自己有利的证据（有时，这样的机会可能只有一次）。必要时，可以委托律师参与，就与对方谈判的话题、问题目录、证据收集方式（例如，录音、提前准备需对方签署确认的债务确认书）等方面给予协助（结合与对方的关系和案件的实际情况等，律师可以直接参与谈判，也可以不参与谈判）。

2. 财产保全

对于债权回收案件，一旦进入（或预计进入）诉讼程序，最重要的工作之一便是第一时间启动财产保全。目前及今后很长一段时间，“执行难”都将是债权人面临的无法回避的问题。此时，尽早进行财产保全，是对后续胜诉成果的提前保障。未进行充分财产保全的债权回收案件，后续即使胜诉，实际回收的难度也是非常大的。

業条件として存在するものであり、「証拠を前もって残しておく」との視点から当該条件が検討されることはあまり多くはない。しかし、上述の通り、発票は司法実践において「微かな影響」を及ぼすものであることから、企業に対しては価値ある手掛かりを提供することもできると考えられる。

実務においては、貨物明細、単価などの情報のほか、発票の備考欄において、注文番号、物流ラベル番号などを明記し、発票と他の原始取引証憑との関係を明確にしておくことよ。これら情報があることで、相手方を直接に制約することはできないが、自己の「証拠チェーン」を構成する際に、発票と他の原始取引証憑との「整合性」を高めることができる。

三、取引後にできること：戦略的対応

◆ 事例 c

C 社は、ある顧客と製品の品質問題をめぐって争いが生じ、顧客は資金状況が良好であるにも関わらず、C 社への支払いを拒否した。C 社は何度もその顧客と話をしたが、いずれも失敗に終わり、顧客との交渉を弁護士に依頼した。弁護士は、C 社に協力して、証明材料的収集、準備に着手する一方で、C 社の顧客との交渉を始めた。交渉に失敗した後、弁護士は直ちに裁判所に提訴したうえで、早急に C 社の取引先の口座、固定資産などに対して、財産保全を実施した。

◆ 筆者の分析

1. ビジネス交渉

ビジネス交渉は通常、相手方の考える解決策を探り、係る証拠を収集し、特定するうえで有用である。特に、事実状況が不明瞭であり、自己の証拠資料が不十分である場合、証拠の収集、特定はとりわけ重要であり、相手方がそれほど警戒していない段階で自己に有利となる証拠を収集し又は特定できる可能性が高い（このようなチャンスは 1 度しかない場合もある）。必要に応じて、相手方との交渉時の話題、質問リスト、証拠収集方法（例えば、録音、相手方の署名確認を要する債務確認書を事前に準備しておくなど）などの方面で弁護士に協力を要請するのよ（相手方との関係、案件の実情などを踏まえながら、弁護士が交渉に直接参加し、又はあえて交渉に参加しないとすることも考えられる）。

2. 財産保全

債権回収案件については、訴訟に移行した場合（又は訴訟に移行することが見込まれる場合）、最も重要な作業の一つは、真っ先に財産保全を開始することである。訴訟に移行した後は、債権回収が実質的に難しい「執行難」が債権者の直面する避けられない問題となるからである。このとき、できる限り早い段階で財産保全を行っておくことは、勝訴判決が単なるぬか喜びとならないようにするための保障でもある。財産保全が不十分な債権回収案件は、後に勝訴した場合でも、実際に回収するのは非常に難しくなる。

通常而言，法院不认可、也不会支持“超保”（财产保全金额超过债权金额），因此，对于保全财产的选择，应尽量倾向于易变现（例如，次债务人资信良好的应收账款、市场需求大的存货）、不易贬值（如房屋）的资产，或者选择更容易掐住对方脖子的资产（例如，对方循环贷款中的银行抵押资产）。当然，“不良”应收账款的债务人，通常资产情况可能较差，保全财产的选择上也可能不会有太大余地。

实务中，除异地保全（案件管辖法院与执行保全法院不一致）的情况，可能还存在“跨系统保全”的情况，如，约定的争议解决方式为仲裁，而财产保全的执行机构只能是法院。此时，对于不同地区、不同系统机关之间的协调、沟通，需要特别谨慎、高效的应对，否则，如果延缓了财产保全的进程，可能发生保全财产被转移、被第三方率先保全等不利状况。

当然，应收账款回收实务中，还有更多需要结合交易双方具体情况、交易本身情况、对方应对思路（例如，对方以“莫须有”的质量问题进行抗辩）、对方资产情况、争议解决机构等多方面细节具体处理的个案情况，在本文中无法完全说明。如在相关方面有进一步的疑问、观点的，也请随时与我们交流。

（里兆律师事务所 2016 年 01 月 29 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [债权回收案件](#)
- [高尔夫球场会员卡案件](#)
- [撤退及撤退过程中的劳动纠纷](#)
- [行政查处案件](#)

通常，裁判所は、債権金額を超える金額の財産保全を認可し、支持することはないため、保全財産を選択するにあたっては、換金が容易な資産（例えば、第三債務者の資産信用状況が良好である場合には、売掛債権、市場における需要が高い在庫など）、目減りしにくい資産（例えば、家屋）を出来る限り選択するようにし、又は相手方を身動きできないようにすることのできる資産（例えば、相手方のリボルビングローンで銀行の抵当に入られている資産）を選択することが望ましい。もともと、「不良」売掛金の債務者の資産状況は通常よくなく、保全財産選択の余地はそれほどないと思われる。

実務において、案件の管轄裁判所と保全処分を執行する裁判所が異なる場合があるほか、例えば、財産保全は裁判所しか執行できないことから、紛争は仲裁で解決すると約定している場合などでは、「別の機関で保全」が行われることもある。この場合、異なる地区、異なる機関の間での調整、意思疎通について、とりわけ慎重に効率よく対処する必要があり、さもなければ、財産保全実施までの時間が長引けば長引くほど、保全財産が他の場所に移されたり、第三者に保全を先取りされるなど不利になるおそれがある。

もともと、売掛金回収の実務においては、個々のケースでは、取引双方の具体的状況、取引自体の状況、相手方の出方（例えば、「品質に問題がある」と難くせをつけて、抗弁してくるなど）、相手方の資産状況、紛争解決機関などの多岐にわたる詳細事項を踏まえて、具体的に処理すべき状況が多いのだが、紙面の関係上、本文ではこれら全てを取り上げることはできず、係る方面で更なる疑問点、見方等があれば、筆者と個別に交流させていただければ幸いである。

（里兆法律事務所が 2016 年 1 月 29 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [債権回収案件](#)
- [ゴルフ場の会員権案件](#)
- [撤退、及び撤退過程における労働紛争](#)
- [行政取締案件](#)